

独立行政法人大学入試センター問題点検第一部会規則

平成30年10月1日
規則第19号

改正 令和元年9月30日規則第48号

改正 令和2年3月31日規則第82号

改正 令和5年3月31日規則第17号

改正 令和6年9月30日規則第17号

独立行政法人大学入試センター問題点検第一部会規則

(設置)

第1条 大学入学共通テスト企画委員会に、問題作成部会が作成した大学入学共通テスト(以下「共通テスト」という。)の問題について、その構成、内容、解答及び用字用語等の点検、照合を行うため、問題点検第一部会(以下「点検部会」という。)を置く。

(委員)

第2条 点検部会は、330人以内の委員で組織し、理事長が委嘱する。

2 委員の選考等に関する事項は、別に定める。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2年未満の任期とすることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間が1年に満たない場合は、必要に応じて1年を経過した日の属する年度の末日又は1年を経過した日以降最初の8月末日までとすることができる。

(点検部会長等)

第4条 点検部会に点検部会長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

2 点検部会長は、点検部会の会務を掌理する。

3 点検部会に副点検部会長を置くことができ、委員のうちから理事長が指名する。

4 副点検部会長は、点検部会長を補佐し、点検部会長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(点検部会の招集)

第5条 点検部会は、理事長の求めに応じ、点検部会長が招集する。

(定足数及び議決)

第6条 点検部会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、点検部会長の決するところによる。

(点検部会の運営)

第7条 点検部会は、非公開で行う。

(臨時委員)

第8条 点検部会に、委員のほか特別な事項について調査審議を行うため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員の選考等に関する事項は、別に定める。
- 3 臨時委員の任期は、委嘱した年度の末日までとする。ただし、必要に応じて1年を超えない範囲において、委嘱した翌年度の8月末日までとすることができる。
- 4 臨時委員は、点検部会長の要請に応じて点検部会に出席し、必要な意見を述べることができる。ただし、臨時委員は、点検部会の定足数に含まない。
- 5 臨時委員は、議決に加わることができない。

(秘密保持)

第9条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の氏名は、問題の点検、照合に関与した試験が実施される日の属する年度の末日まで、秘匿するものとする。

- 2 委員等は、委員等としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 理事長は、前項に違反する行為が存在する疑いがある場合には、分科会長に対し必要な措置をとることを命ずるとともに、試験・研究統括官に調査を命ずることができる。また、調査結果に基づき違反行為が認定された場合は、その行為の態様に応じて、関係機関への通報、委員等への損害賠償の請求、被害拡大の防止などの必要な措置を講ずる。

(解嘱)

第10条 委員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合
- 2 理事長は、委員等が委員等としての職務を遂行する上での義務違反その他委員等たるに適しない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。なお、機関から派遣された委員等にあつては、解嘱の際、その理由を当該委員等の所属機関の長に報告する。

(分科会)

第11条 点検部会に、次表のとおり教科・科目等別問題点検分科会(以下「分科会」という。)を置く。

分科会の名称	分担事項
国語問題点検分科会	『国語』の問題の点検、照合
地理問題点検分科会	『地理総合、地理探究』、『地理総合／歴史総合／公共』の地理総合部分の問題の点検、照合
歴史総合点検分科会	『歴史総合、日本史探究』及び『歴史総合、世界史探究』の歴史総合部分、『地理総合／歴史総合／公共』の歴史総合部分の問題の点検、照合

日本史問題点検分科会	『歴史総合，日本史探究』の問題の点検、照合
世界史問題点検分科会	『歴史総合，世界史探究』の問題の点検、照合
公共・政経問題点検分科会	『公共，倫理』及び『地理総合／歴史総合／公共』の公共部分、『公共，政治・経済』の問題の点検、照合
公共・倫理問題点検分科会	『公共，政治・経済』及び『地理総合／歴史総合／公共』の公共部分、『公共，倫理』の問題の点検、照合
数学問題点検分科会	『数学Ⅰ，数学A』、『数学Ⅰ』及び『数学Ⅱ，数学B，数学C』の問題の点検、照合
物理問題点検分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の物理基礎部分及び『物理』の問題の点検、照合
化学問題点検分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の化学基礎部分及び『化学』の問題の点検、照合
生物問題点検分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の生物基礎部分及び『生物』の問題の点検、照合
地学問題点検分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の地学基礎部分及び『地学』の問題の点検、照合
英語問題点検分科会	『英語』の問題の点検、照合
ドイツ語問題点検分科会	『ドイツ語』の問題の点検、照合
フランス語問題点検分科会	『フランス語』の問題の点検、照合
中国語問題点検分科会	『中国語』の問題の点検、照合
韓国語問題点検分科会	『韓国語』の問題の点検、照合
情報問題点検分科会	『情報Ⅰ』の問題の点検、照合
採点方法等点検分科会	全ての出題教科・科目の採点方法に関わる書類等の点検、照合

2 委員等は、理事長の指名により、いずれかの分科会に属する。

3 各分科会は、別に定める番号によって呼称する。

(分科会長等)

第12条 各分科会に分科会長を置き、理事長が指名する。

2 分科会長は、分科会の会務を掌理する。

3 分科会に副分科会長を置くことができ、委員のうちから理事長が指名する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(分科会の招集)

第13条 分科会は、分科会長が招集する。

(分科会長会議)

第14条 点検部会に、共通テストの問題の点検、照合の基本方針その他点検、照合に関する

重要事項を審議するため、分科会長会議を置く。

- 2 分科会長会議は、各分科会の分科会長で構成する。
- 3 分科会長会議の議決は、点検部会の議決とすることができる。
- 4 第6条の規定は、分科会長会議に準用する。

(意見の具申等)

第15条 各分科会長は、共通テストの問題の点検、照合の結果を、理事長に報告する。

- 2 理事長は、前項の報告内容を、各教科・科目等別問題作成分科会の各分科会長に伝達する。

(庶務)

第16条 点検部会の庶務は、事業第二課において処理する。

(試験問題点検業務の監督)

第17条 理事長は、試験問題点検に係る分科会を適切に運営するため必要があると認めるときは、当該分科会長に対し、改善に必要な措置をとることを求めることができる。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、点検部会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人大学入試センター問題点検研究部会について（平成30年大学入試センター理事長裁定）は、廃止する。

附 則（令和元年9月30日）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和7年3月31日までの間における第11条第1項の適用については附則別表のとおりとする。なお、これらの表において科目名に「旧」を付している科目は、高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）に対応した科目を表す。

附則別表

分科会の名称	分担事項
国語問題点検分科会 地理問題点検分科会	『国語』の問題の点検、照合 『旧地理A』、『旧地理B』、『地理総合、地理探究』、 『地理総合／歴史総合／公共』の地理総合部分の問題の

歴史総合点検分科会	点検、照合 『歴史総合，日本史探究』及び『歴史総合，世界史探究』の歴史総合部分、『地理総合／歴史総合／公共』の歴史総合部分の問題の点検、照合
日本史問題点検分科会	『旧日本史A』、『旧日本史B』、『歴史総合，日本史探究』の問題の点検、照合
世界史問題点検分科会	『旧世界史A』、『旧世界史B』、『歴史総合，世界史探究』の問題の点検、照合
公共・現社・政経問題点検分科会	『旧現代社会』、『旧政治・経済』、『旧倫理，旧政治・経済』の旧政治・経済部分、『公共，倫理』及び『地理総合／歴史総合／公共』の公共部分、『公共，政治・経済』の問題の点検、照合
公共・倫理問題点検分科会	『旧倫理』、『旧倫理，旧政治・経済』の旧倫理部分、『公共，政治・経済』及び『地理総合／歴史総合／公共』の公共部分、『公共，倫理』の問題の点検、照合
数学問題点検分科会	『数学Ⅰ，数学A』、『数学Ⅰ』、『旧数学Ⅰ』、『旧数学Ⅰ・旧数学A』、『数学Ⅱ，数学B，数学C』、『旧数学Ⅱ』及び『旧数学Ⅱ・旧数学B』の問題の点検、照合
簿記・会計問題点検分科会	『旧簿記・会計』の問題の点検、照合
情報・情報関係基礎問題点検分科会	『情報Ⅰ』、『旧情報』及び『旧情報関係基礎』の問題の点検、照合
物理問題点検分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の物理基礎部分及び『物理』の問題の点検、照合
化学問題点検分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の化学基礎部分及び『化学』の問題の点検、照合
生物問題点検分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の生物基礎部分及び『生物』の問題の点検、照合
地学問題点検分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の地学基礎部分及び『地学』の問題の点検、照合
英語問題点検分科会	『英語』の問題の点検、照合
ドイツ語問題点検分科会	『ドイツ語』の問題の点検、照合
フランス語問題点検分科会	『フランス語』の問題の点検、照合
中国語問題点検分科会	『中国語』の問題の点検、照合
韓国語問題点検分科会	『韓国語』の問題の点検、照合
採点方法等点検分科会	全ての出題教科・科目の採点方法に関わる書類等の点

	検、照合
--	------

附 則（令和6年9月30日）

この規則は、令和6年10月1日から施行し、令和5年6月2日から適用する。